

<一般委託>

追浜中学校前花壇ほか1か所整備業務(一般委託)仕様書

追浜中学校前花壇ほか1か所整備業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、当該花壇の草刈、施肥及び土壌改良等を施行するものである。
2	履行期間	契約の日から平成30年12月14日まで
3	施行場所	横須賀市夏島町12番地先ほか1か所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	本業務労務単価及び一部の資材単価は平成30年3月臨時改定単価です。それ以外の資材費等は1月改定単価を採用しています。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は、前期・後期の2回払いで、各回業務終了後、受託者の請求により精算する。ただし、前期の支払額に一元未満の端数を生じた時は、後期で精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課 担当 中田 喜吉 電話046-822-8515(直通)、(内線2525)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

## 追浜中学校前花壇ほか1か所整備業務内容

- 1 業務概要 本業務は、当該花壇の草刈、施肥及び土壌改良等を施行するものである。

花壇面積	追浜中学校前花壇	400 m <sup>2</sup>
	夏島貝塚通り沿い花壇	300 m <sup>2</sup>
	合計	700 m <sup>2</sup>

- 2 業務内容【前期（6月～7月末）・後期共通（10月～11月末）】

①機械除草（肩掛け式）

機械除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

②施肥（元肥）

草刈処理後、施肥（元肥）として、本市が支給した肥料等を均一に散布する。

③耕起・耕耘（耕耘機0.4t級）

肥料等散布後、耕耘機（0.4t級）で3回耕起・耕耘する。平均耕耘の深さ20cm。耕耘後、ゴロ土やゴミを除去の上、花壇の表面をきれいに均すこと。

※前期業務 (6月～7月末)

①機械除草 (肩掛け式) : 1回		700 m <sup>2</sup>
②施肥 (元肥)		700 m <sup>2</sup>
・ 肥料	m <sup>2</sup> @0.1kg を散布	
・ 苦土石灰	m <sup>2</sup> @0.1kg を散布	
・ 土壌改良材	m <sup>2</sup> @0.4kg を散布	
③耕起・耕耘 (耕耘機 0.4 t 級)		700 m <sup>2</sup>

※後期業務 (10月～11月末)

①機械除草 (肩掛け式) : 1回		700 m <sup>2</sup>
②施肥 (元肥)		700 m <sup>2</sup>
・ 肥料	m <sup>2</sup> @0.1kg を散布	
③耕起・耕耘 (耕耘機 0.4 t 級)		700 m <sup>2</sup>

### 3 一般事項

- (1) 業務施行にあたり、業務計画書を提出し監督員の承認を得ること。  
業務計画内容を変更する時は、監督員と協議し変更内容を文書で提出すること。
- (2) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
- (3) 花壇管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、通行者等の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置するとともに監督員に速やかに報告すること。
- (5) 当該花壇で発生したゴミや抜き取った草花等は、本市規定により分別収集し、市の指定の処理場まで運搬・処分する。  
ゴミを運搬処理する際、ゴミ等を散乱させないように十分に注意すること。  
なお、持込料は本契約に含まれる。
- (6) 下請負者について、必要とする場合は本市の承諾を得ること。
- (7) 作業予定に変更を生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (8) 本業務に用いる機械器具および消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (9) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (10) 写真は、各作業の施工前、施工中、施工後の写真を撮ること。
- (11) 本仕様書に明記ない事項で、疑義を生じた場合は、監督員と協議し、遺漏のないよう施工すること。

# 位置図

